

外来機飛来及び嘉手納基地旧海軍駐機場の使用に対する抗議決議

去る1月25日から27日にかけ米国アラスカ州エルメンドルフ空軍基地所属のF-22戦闘機14機、同州イールソン空軍基地所属のF-16戦闘機12機、さらに国内外の米軍基地からF/A-18戦闘機、AV-8Vハリアー戦闘機を含む約40機の外来機が飛來した。

さらに2月7日から10日にかけても米国アラスカ州エルメンドルフ空軍基地所属のF-22戦闘機、米国からKC-135空中給油機、C-146特殊任務機、米軍三沢基地所属のF-16戦闘機が相次いで飛來してきた。

近年の嘉手納基地周辺における環境基準値を超過した騒音は幾度となく発生・測定されており常駐機の運用に加え、外来機の飛來による騒音被害が増加している事は明らかであり、看過できない。2月8日に発表のあった岩国基地配備のF-35Bの普天間飛行場や嘉手納基地を拠点とした県内周辺での訓練は、常態化及び騒音の増大は必至であり、町民及び県民の生活に及ぼす影響は計り知れず、外来機の飛來・訓練は到底容認できない。

また、去る2月7日から10日にかけての外来機飛來時に旧海軍駐機場が使用された。嘉手納基地における旧海軍駐機場からの移転は、騒音や排気ガス等の周辺住民への負担軽減を目的に平成8年のSACO最終報告「騒音軽減イニシアティブの実施」に盛り込まれ、今年1月末に実に20年という長い年月を経て全機が新駐機場に移った矢先である。明白なSACO合意違反であり、周辺住民の期待を裏切り、いかなる理由があるにせよ断じて許せるものではない。

地域住民が日常的に航空機騒音被害に悩まされ、町民生活に甚大な悪影響を及ぼしている事を日米両政府は認識し、本質的な負担軽減策を図るべきである。

よって、北谷町議会は、町民及び県民の生命、財産、安全を守る立場から、米軍及び関係当局に対し厳重に抗議するとともに、下記事項を速やかに実現するよう強く要求する。

記

- 1 軍用外来機飛來・暫定配備・訓練を実施しないこと。
- 2 騒音防止協定を遵守し、嘉手納基地の騒音軽減を確実に実施すること。
- 3 嘉手納基地の負担軽減を速やかに実施し、機能移設・訓練移転を図ること。
- 4 旧海軍駐機場は即時撤去すること。

以上、決議する。

平成29年3月3日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

米国大統領 米国国防長官 米国国務長官 駐日米国大使 米太平洋軍司令官
在日米軍司令官 在沖米四軍沖縄地域調整官 在沖米国総領事
嘉手納基地第18航空団司令官